

広島県告示第九百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県東広島市高屋町中島地内		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
中島（五一 二一）	急傾斜地の 崩壊	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域 の表 示	中島（五一 二一）	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり		区域の名称		次の図のとおり	
中島（五一 二一）		土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の名称	次の図のとおり	
急傾斜地の 崩壊		土砂災害特別警戒区域		次の図のとおり	
次の図のとおり		土砂災害特別警戒区域		次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。